

国立大学法人高知大学通勤手当細則

平成17年3月23日
規則第468号

最終改正 令和7年3月25日規則第97号

(目的)

第1条 国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第29条の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

第2条 職員給与規則第29条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務事業場（事業場に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務事業場とする。以下同じ。）との間を往復することをいう。

2 職員給与規則第29条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに職員給与規則第29条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、学長が定める別紙第1の通勤届により、その通勤の実情をすみやかに学長に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

一 勤務事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

2 前項の規定による通勤の実情の届出については、学長が相当と認めるときは別紙第1の通勤届に代えて、国立大学法人高知大学が行う諸手当の届出等に関する事務を処理する情報処理システムにより行うことができる。

(確認及び決定)

第4条 学長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が職員給与規則第29条第1項の職員たる要件を具備する

ときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を学長が定める別紙第2の通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給範囲の特例)

第5条 職員給与規則第29条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると学長が認めるものとする。

一 労働者災害補償保険法施行規則別表1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(運賃等相当額の算出の基準)

第6条 職員給与規則第29条第2項第1号に規定する運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第43条第2項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等を利用するそれぞれの区間について、職員給与規則第29条第2項第1号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(定年前再雇用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第9条 国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則に規定する職員、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則第3条第1項第2号に規定する職員又は国立大学法人高知大学無期雇用契約転換再雇用職員就業規則第3条第1項第2号に規定する職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員は、通勤手当の100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

第10条 職員給与規則第29条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の

区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 職員給与規則第29条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び職員給与規則第29条第2項第2号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
- 二 職員給与規則第29条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 職員給与規則第29条第2項第1号に掲げる額
- 三 職員給与規則第29条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 職員給与規則第29条第2項第2号に掲げる額
（交通の用具）

第11条 職員給与規則第29条第1項第2号に規定する交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、国立大学法人高知大学の所有に属するものを除く。

- 一 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
- 二 自転車、舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
（異動等の直前の住居に相当する住居）

第12条 職員給与規則第29条第3項で定める住居は、異動の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び学長がこれに準ずると認める住居とする。

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第13条 職員給与規則第29条第3項で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると学長が認めるものとする。
- 二 新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること、又はその利用によ

り得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認めるものであることとする。

(特別料金等の2分の1相当額の算出の基準)

第14条 職員給与規則第29条第3項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額(以下「特別料金等の2分の1相当額」という。)の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第7条及び職員給与規則第29条第2項の規定は、特別料金等の2分の1相当額の算出について準用する。

(単身赴任手当を支給されていた職員の特例)

第15条 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第13条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものについては、職員給与規則第29条第3項の規定を準用する。

(支給の始期及び終期)

第16条 通勤手当の支給は、職員に新たに職員給与規則第29条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を

増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(支給できない場合)

第 17 条 職員給与規則第 29 条第 1 項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第 18 条 学長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が職員給与規則第 29 条第 1 項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(雑則)

第 19 条 この細則に定めるもののほか、通勤手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 24 日規則第 113 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 6 月 26 日規則第 15 号)

この細則は、令和 6 年 6 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 25 日規則第 94 号)

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 25 日規則第 97 号)

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

通 勤 届

年 月 日提出

国立大学法人高知大学長 殿	所 属	
	所 属 地	
氏 名	住 居	

国立大学法人高知大学通勤手当細則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由(該当する□にレ印を付する。)

- 新規(□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 住居の変更
- 通勤経路又は方法の変更
- 運賃等の負担額の変更
- その他() 届出の理由が生じた日 年 月 日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1		住居から(経由) まで	. km	分		円	
2		から() まで	. km	分		円	
3		から() まで	. km	分		円	
4		から() まで	. km	分		円	
		から() まで	. km	分		円	
		から() まで	. km	分		円	

記入上の注意

1. 「通勤方法の別」の欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
2. 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6ヶ月)、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。
3. 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6ヶ月)の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
4. 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
5. 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

総通勤距離	. km
総所要時間	分

職員給与規則第29条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

※ 高知大学への異動発令年月日	年 月 日	※ 異動等前の住居への入居年月日	年 月 日
※ 異動等の直前の住居		※ 現住居への入居年月日	年 月 日

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	備 考
1		住居から(経由) まで	. km	分	
2		から() まで	. km	分	
3		から() まで	. km	分	
4		から() まで	. km	分	
		から() まで	. km	分	
		から() まで	. km	分	

記入上の注意

1. ※欄は、□新規にレ印を付した職員のみ記入すること。
2. 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、〇〇線等の別を記入する。

総通勤距離	. km
総所要時間	分

通 勤 手 当 認 定 簿

氏名		所属		事 実 発 生 年 月 日		年 月 日		
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して交通機関等を利用する 区間がある交代制勤務に従事する職員等		平均1箇月当たりの 通勤所要回数		回 (<small>算出式</small>)		提 出 年 月 日		
						受 理 年 月 日		
順 路	算出の基礎となる交通機関等		定 期 券 他 別 回 数 の そ の	1箇月の運賃等の額の算出基礎	1 箇 月 の 運 賃 等 の 額	運賃改正による1箇月の運賃等の額		
	交通機関等の名称	利 用 区 間				年 月 日改正	年 月 日改正	年 月 日改正
1					. 円	. 円	. 円	. 円
2					. 円	. 円	. 円	. 円
3					. 円	. 円	. 円	. 円
4					. 円	. 円	. 円	. 円
計					. 円	. 円	. 円	. 円
1 箇 月 の 運 賃 等 の 額 の 総 額					円	円	円	円
自動車等の額(給与規則第29条第2項第2号の額)				(自動車等の使用距離 . km)	円	円	円	円
1箇月の運賃等の額の総額と自動車等の額の合計額、 1箇月の運賃等の額の総額又は自動車等の額				(自動車等の使用距離 . km)	円	円	円	円
算出の基礎となる交通機関等		定 期 券 他 別 回 数 の そ の	1箇月の特別料金等の額の算出基礎	1 箇 月 の 特 別 料 金 等 の 額	運賃改正による1箇月の特別料金等の額			
交通機関等の名称	利 用 区 間				年 月 日改正	年 月 日改正	年 月 日改正	
				. 円	. 円	. 円	. 円	
				. 円	. 円	. 円	. 円	
1 箇 月 の 特 別 料 金 等 の 額 の 総 額					円	円	円	円
決 定 事 項	給与規則第29条第1項 該当・非該当			支 給 の 始 期 等	通勤手当の月額	法人の長の確認決定(改定)欄	取扱者	備 考
	<input type="checkbox"/> 該当			年 月 { から } 支給	円	年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 非該当			年 月 { から } 支給	円	年 月 日		
	理由:			年 月 { から } 支給	円	年 月 日		
	手当の月額決定			年 月 { から } 支給	円	年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 給与規則第29条第2項第1号			年 月 { から } 支給	円	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 給与規則第29条第2項第2号			年 月 { から } 支給	円	年 月 日			
<input type="checkbox"/> 給与規則第29条第2項第3号			年 月 { から } 支給	円	年 月 日			
<input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 { から } 支給	円	年 月 日			